

議第139号

山形県郷土館等の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県郷土館及び県政史緑地
- 2 指定をしようとする団体 山形市緑町一丁目2番36号
公益財団法人山形県生涯学習文化財団
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

山形県郷土館等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第140号

健康の森公園の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 健康の森公園
- 2 指定をしようとする団体 山形市富神台12番地
内外緑化株式会社
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

健康の森公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第141号

山形県金峰少年自然の家の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県金峰少年自然の家
- 2 指定をしようとする団体 酒田市北新橋一丁目12番13号
庄内アソビバプロジェクト
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

山形県金峰少年自然の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。